

愛川町教育委員会

平成24年10月22日

愛川町教育委員会 10月定例会会議録

- 1 会議日程 平成24年10月22日(月)
午後2時00分から午後2時46分
- 2 会議場所 愛川町役場2階201会議室
- 3 議事日程 日程第1 会期の決定について
日程第2 前回会議録の承認について
日程第3 教育長報告事項について
 (1) 教育長報告事項
 (2) 地震災害荒天等への町立学校統一对応について
日程第4 愛川町教育委員会表彰(随時)被表彰者の決定について
日程第5 その他
- 4 出席委員 教育委員長 榮 利 隆 一
 委員長職務代理者 岡 本 弘 之
 教育委員 井 上 正 博
 教育委員 平 田 明 美
 教育長 熊 坂 直 美
- 5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
 教育次長 河 内 健 二
 教育総務課長 熊 坂 祐 二
 生涯学習課長 大八木 尚 一
 スポーツ・文化振興課長 小 島 義 正
 教育開発センター指導主事 佐 野 昌 美
 指導室指導主事 藤 本 謹 吾
 教育総務課副主幹 井 上 守

◎開会

- （榮利委員長） みなさん、こんにちは。

ただ今の出席委員は、5人であります。定足数に達しておりますので10月愛川町教育委員会定例会は、成立いたしました。

- よって、これより開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

- （榮利委員長） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期であります。本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （榮利委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第2

- （榮利委員長） 次に、日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

会議録につきましては、既に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。ご意見、ご質疑がありましたら、お願いいたします。

ご異議ないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

日程第2、前回会議録の承認についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （榮利委員長） ご異議ないものと認めます。よって、日程第2、前回会議録の承認については、原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

◎日程第3

- （榮利委員長） 次に、日程第3、教育長報告事項についてを議題といたします。

初めに、（1）の教育長報告事項について説明をお願いいたします。

——教育長より詳細について説明——

- （榮利委員長） 説明ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

（1）教育長報告事項について、お聞きしたいところなどありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。ほかにありませんか。

特に質疑がありませんので、次に（2）地震災害荒天等への町立学校統一对応についての説明をお願いいたします。

- （藤本指導室指導主事） それでは資料2、枝番号で2の1と2になりますが、ご覧ください。

平成23年3月11日の東日本大震災、その日には、教育委員の皆様は菅原小学校のほうで視察の時間帯ということでしたが、非常に大きな地震が発生しまして、各校がさまざまな対応をとりました。

その後、全国的にやはり学校の対応マニュアルの見直しですとか、そういうことが言われてきた中、愛川町におきましても、平成23年度、そして今年度と、年度をまたぎますが、4回の、緊急時学校対応連絡協議会という場を設けまして、各校の教頭先生が参加者として、町の統一对応等の必要性、またそのマニュアル等について、協議を重ねてきました。

については、まとまりましたものを、今、冊子にしておりますので、簡単に紹介させていただきます。

まず、資料2の1ですが、今まで地震ですとか、台風などの荒天時の対応についてというのは、基本的には各校が判断をしてということで行って行っていました。ただ、その中で、もしもこういう場合には全町の全小中学校統一对応の必要な場合があるのではないかということで、まとめたものとなります。

1枚目につきましては、基本的には大雨、台風、大雪、荒天の対応については、この下にありますが、各学校が情報を収集し、地域の実情等を含めて判断することを原則とする。この中では、中学校区内の3校が統一的な対応、例えば小学校は下校したけど中学校はとどめ置くといったような、逆転現象が起きないような、自然な対応ということは心がけておりま

すが、基本的には学校判断ということで出しております。

2枚目になりますが、では、全町的に統一对応が必要な場合ということの想定を上げました。

町内に「大雨」「暴風」「洪水」「大雪」警報のいずれか（あるいは複数）が発令中、または注意報、警報と同等と判断されるような注意報が発令中、あるいは既に、そのような大雨ですとか、暴風、洪水、大雪により重大な被害が発生しているという状況であったとき、さらにこれが継続、あるいは悪化する可能性が高いと判断したときのみ、この下になりますが、教育委員会と小中校長会長との代表者で協議をしまして、町としての統一对応をとるかからないかということ判断ということになっています。

以下、もしも統一对応をとる場合になりましたら、左の流れになりますが、連絡網により連絡をしまして、全町統一对応の実施。もしも全町統一对応じゃない場合については、基本的に、原則対応、つまり各校が判断をする対応に準じた対応ということになるということで流れております。

以上が荒天時の対応です。

そして次のページになりますが、この荒天時の対応の連絡方法としまして、教育委員会に人員がいる場合につきましては、各校に手分けをして連絡をする。そうじゃなくて、例えば深夜ですとか、代表校長と教育総務課長での協議だった場合につきましては、その下の連絡網を使いまして、連絡をするという形になっています。

続きまして、地震発生時の対応ということで、1枚おめくりいただきまして、3.11の場合には、一斉に登校班・下校班につきまして、パトロールをしながら帰した学校ですとか、それから学校にとめ置きまして、引き渡しに移行した学校等、さまざまございました。ちなみに、震度については4ということだったんですけども、町としましては近隣市町村等のことも参考にしながら、そこにありますように、愛川町に震度5弱以上の地震が発生し、児童・生徒が学校にいる時間帯だった場合は、引き渡しに全小中学校は移行するという形になっております。

もしも、4以下の地震発生につきましては、各学校が防災計画等で踏まえて作成しておりますので、それに従っての対応ということになっています。

ここまでが昨年度の緊急時学校対応連絡協議会で決定し、24年度から実施をしてきたこととなります。

続きまして、資料の2の2をご覧ください。こちらがつい先日、9月の最終的な協議会の

中で、原案としてまとめたものでして、地震防災の対応、愛川町のマニュアルということで計画しています。

ただし、これにつきましては、今、各学校で見ていただきまして、修正等がないかどうか、判断を図っているところでございます。最終的には、今度の校長会で決定をして、運用、配付等を予定しております。

この防災マニュアルですが、まず最初の部分は、警戒宣言、東海地震にかかわる情報の場合の対応ということでなっています。

それから後半部分については、それとは関係なく大規模地震の発生ということの対応になっています。

まず最初の1ページ目ですけれども、警戒宣言、東海地震にかかわる情報が出された場合につきましては、そこに上げてありますが、町では、地震情報が出た場合の町の配備体制を紹介しまして、そこから学校における対応等をまとめております。

もしも、予知情報が出た場合は、学校は基本的にはそこで授業等を打ち切りまして、学校にもし来てる場合は引き渡し、それから休日等においては、職員の参集をしまして、それぞれの対応に当たるという形になっております。

それから2番、注意情報の場合につきましても、基本的には予知情報と同様の対応となっております。

ここで新たに確認、決定したのはその下のほうにあります、一本線の四角の中でございますが、「連絡調整員」というものを各校で決めていただくようにいたしました。町教委と学校施設の状況等について連絡調整するため、原則として学校長・教頭以外で学校へ早く到着できる順番で決めた教職員3名ということで、配置といいますか、指名をお願いしております。

この3名の方には、学校に来ましたら施設の状況把握をしまして、地域の広域避難所としての運営の前段階での連絡調整も行っていただくという形になっております。

1枚目が、この東海地震等にかかわるものでございますが、2枚目以降は大地震、地震災害が発生した場合の対応です。基本的には同じになりますが、先に4ページのところに、対応一覧のところにもまとめておりますので、そちらをご覧ください。

地震の災害発生時ですが、先ほど決めた統一对応に伴いまして、震度5弱、あるいは5強以上の地震があった場合は、児童・生徒在校時は完全に引き渡しによる下校を全町の統一对応として行います。また、ここに「引受者」という言葉を使っておりますが、学校のほうで

は保護者に限らず、やはり保護者が無理な場合の例えば代理人ですとか、あるいは一緒に同居している祖父母なども認めている学校もありますので「引受者」という言葉を使っておりますが、が来るまでは児童・生徒は学校にとめ置きということになっております。

また、児童・生徒、教職員の安否及び施設の状況を町教委へ報告ということが学校のほうの仕事となります。

また、休日、時間外等につきましては、震度5弱の場合は校長・教頭と、先ほど申し上げた3名の連絡調整員が出勤をする。もし5強以上の場合は、これは全教職員の出勤によっての対応となっております。

そこを踏まえまして、ちょっとページを戻っていただきまして、2ページ目をご覧ください。

ここからの文章構成といいますかマニュアルなんですけど、厚木市さんのものを参考にしまして、ほぼ同じ筋立てといいますか、流れでつくっております。と、申しますのは、愛川町と厚木市、清川村、3域で人事等も共通でございますので、そのこの異動があったときに、形の違ったものではなくて、見取りやすいものという形で構成をしております。

想定される対応としましては、まず避難ということで机等の下に隠れるだとか、これはもう学校で決めていることとなります。そして5弱以上が発生した場合は、災害対策本部を設置。その後は、基本的に先ほどの説明と一緒にですが、5弱以上だった場合は引き渡しを行う。その際の気をつけることというのが、下に書いてございます。

例えば、下校途中、下校が始まったところだと、学校に戻ってくる児童もいれば、途中から家に戻る児童もいる。ですので、再び学校に来る児童・生徒がいることも想定した対応、こういうものを考えなければいけない。そのようなことで、いろいろと書いてございます。後ほどご覧いただきたいと思っております。

3ページ目は、休日、時間外の地震災害発生についてでございます。ここも先ほどの一覧表と同じですが、5弱の場合は、管理職2名と連絡調整員3名、5強以上の場合は全職員による対応ということになってございます。こちら、その際の想定される対応ということで、(1)以下、(8)までということとなっております。

4ページ目ですが、先ほどの一覧の下に4番ということで、万が一、児童・生徒の避難ですとか引き渡しだけでなく、学校が広域避難所となった場合についての対応ということで、学校、教育委員会につきましては、災害発生時は、教育活動の再開を目指した取り組みということが最優先でございますので、その際に考えられる対応を、アからスまでということで

書いております。

また1枚めくっていただきまして、別紙ということで、児童・生徒を引き渡しできない場合、これがあると思います。例えば学校で夜を明かす、宿泊をするというような場合ですとか、こういうことを踏まえての想定される対応というものを(1)から(5)ということで書きました。

また、2としては休業日あるいは時間外での災害発生時の想定対応ということで(1)から(8)までということで書いております。

1枚めくっていただいて、A3の見開きですが、地震発生時の被害状況等の報告書ということで、何枚もの紙をつくるのではなくて、例えばこの1枚の中で、その時点でわかる情報を上げるという形で、1枚のものにまとめております。したがって、全部を埋めるということではなくて、もしも地震災害が発生した場合については、この中の該当箇所を作成しまして、もしもファクス送信が可能な状態であれば、それを送る。そうでない場合は、作成をしておいて、各学校に教育委員会のほうから状況把握のための人員が行ったときに手渡しをすることで、状況把握を図るという形で、作成をしております。

この資料2の2の部分につきましては、先ほど申し上げましたが、今度の校長会を経て、完成をした後、運用を図りたいと思っております。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○(榮利委員長) 説明ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

(2)地震災害荒天等への町立学校統一对応について、お聞きしたいところなどありましたら、お願いいたします。

一つ、よろしいですか。これ、タイムテーブルがないんですけど、地震が発生しました、一連の動きはこう書いてあって、順番にやっていくんですけど、リミット時間がないとだめだと思うんですね。例えば緊急連絡網で回した場合に、最後に行ったところから戻ってくるのに、大体30分以内で届くようなルートであれば、30分以内で返ってこなければおかしいと判断しないとイケないわけですね。地震発生して、状況が刻々と変わってくる中で、対応をしていかなければいけないというのがあるわけですよ。それについては、タイムリミットを設けないと。そういうのは必要ないですか。

○(藤本指導室指導主事) 協議会の中で、そこまでの話は持ってありませんが、ただ同時に、3.11の場合で申しますと、電話は完全に遮断されまして、連絡方法は、各校で役立ちました

のは一斉送信のメールを研究していた学校については、保護者が登録をしていれば、そこに、今、学校でとめ置いてますので引き渡しにおいでください、というような使い方ですか、基本的に私どもの状況把握もそのような形で設定が不可能でございました。逆に言えば、電話が生きていてファクスが生きていれば、今おっしゃったことは検討として上げて、そこでのやはり時間、タイムテーブルということは、これから考えたいと思います。

- （榮利委員長） これから検討していくということよろしいですか。
- （藤本指導室指導主事） そうですね、緊急時の協議会は、一応これで、マニュアルの策定は完成を見るところなんですけど、これからも定期的には開いて、その中で課題検討をして、よりよいものをつくっていきたいと思いますので。
- （榮利委員長） そうですか。岡本委員。
- （岡本委員） 今の件ですけど、そういう非常時の連絡網等は、今も各学校の校長が作成して対応してるんですよ。いろいろなことについて。それで最後に回ってくるとか、そういう確認は今もちゃんとやっているでしょう。やっていないんですか。
- （藤本指導室指導主事） 学校の例えば児童・生徒の連絡網ということも含めてでしょうか。まず、こちらで上げました、もしも全町統一对応で使うような連絡網については、これは小中とも、郡の校長会の連絡網をそのまま使っています。というのは、この場合はこの連絡網というのがあると非常にややこしくなるので、今あるものと同じものを使っておりますので、連絡の流れはスムーズかなと考えております。各学校の児童・生徒のほうは、普段例えば引き渡し訓練の際とかに活用して、一度、テストをして、無理なく流れるかどうかはやっております。
- （榮利委員長） いいですか、岡本委員。
- （岡本委員） 別件でいいですか。地震の場合は、これ見て、なるほどね、こういう対応が必要だなと思いますけど、地震以外の大雨とか大雪ですね、そういったものについて、よく我々のころは、気象庁のほうから、単なる注意報とか警報が出るんですね。すると学校の判断として、県教委も、警報が出ると休校にきなさいとか、よくあったんですよ。今はそういうの、ないんですよ。県はそういうのをちゃんと出すということですか、ここに、県からまた出た場合には別に対応すると書いてあるのは、そういうことですか。
- （藤本指導室指導主事） 気象の警報等につきましては、基本的にその情報を参考に、まずするんですけど、県立学校は確かに広域でもありますし、ということで、その地区に警報が出ている場合は登校に及ばずとかというようなことがありますけど、小中校は基本的にそのよ

うな統一対応はございません。ただ、県の、気象庁の警報等の状況を踏まえて、1つ目は各学校が判断する。その範囲が広い場合についてのみ、統一対応となります。

○（榮利委員長） 岡本委員、よろしいですか。

○（岡本委員） 今ので、多分ね、それに基づいてやると思うんですね。

別件いいですか。もう一つ。

もし、これでやって休校措置がとられた場合、復元はしなきゃいけないの。

○（藤本指導室指導主事） 時と状況によると思うんですが、例えば新型インフルエンザが発生した場合については、文部科学省のほうからも、あまりにそこでの回復が難しい場合は、基本的な時数とかが守れなくてもやむを得ないと。ただ、この場合でいいますと、例えば1日、ちょっと地震災害はわかりませんが、地震災害の場合は恐らく、そのときと同じような判断が国のほうから出ると思いますし、荒天の場合については、各学校がそれ以降の中で調整するということになっています。

○（岡本委員） わかりました。

○（榮利委員） ほかにありませんか。井上委員。

○（井上委員） 連絡調整員のところでお尋ねしたい。これは多分、今、学校で検討されてるところだと、学校で一番大きな問題になるかな、どういうふうにするの、どういうふうな仕事の内容とか、具体的に出てくるとは思いますけれども、これを読んでも、校務分担に位置づけるので、学校の仕事を中心の役ですよ。

ところが後ろのほうを見てみると、例えば3ページの真ん中あたりの、想定される対応、(1)のところの一番最後あたりに「自治会等と連携し広域避難所開設に係る庶務を行う」というのは、これは校内の問題ではなくなってきましたよね。この辺のモデルがもし厚木市にあるとすれば、厚木市は自治会のほうで広域避難所の運営委員会があって、組織されていて、そこに学校職員がどうかかわってくるかというのは、割と進んでいるんだけど、町では実情がどうなのかというところで、同じような状況にあるのならば、これは使えるけれども、もし自治会との連携が、今、これからつくっていくのだとしたら、相当、そこら辺のことは詰めていかないと、連絡調整員さんは、本当に起きた場合に何の仕事をしたらいいのって、相当、学校のほうでも難しい、悩ましいところであると思うんですけども、その辺のところはどうなってるんですか。

○（藤本指導室指導主事） 町のほうでは、この学校業務の策定とは別に、消防が中心となって、広域避難所の運営マニュアルを、学校ごとに整備が終わったところなんです。また9月

の2日でしたか、3日に、避難所開設のための訓練を、全校で実施しております。そのため、ここに書きましたが、開設に係る庶務ということで、例えば今の時点で開放できる部屋の確認ですとか、そういうものを管理職からすぐ連絡調整員が行うということで、基本的には非常にすっきりと、対応する範囲ですとか、どこまでの仕事かというのは明確になると判断しております。

○（井上委員） つまり、その運営委員会の中には学校の職員は入っていないということですか、管理職にしる。その、そういう職務を持っている人にしる。地域の広域避難所の運営委員会の中のメンバーとしては、学校の職員は入っていない。

○（熊坂教育長） 基本的には、管理職が対応するというので、一般教員は広域避難所のところには、運営委員としては加わる組織にはなっておりません。各学校、広域避難所ごとに、既に役割分担等も、どこの地域が何を担当するまで全部決まっております、それに基づいて9月の広域避難所の運営訓練をやっていますので、一般教員はよほどの緊急事態でもない限り、学校の本来のこういう緊急時の対応、つまり子どもだとか、教育再開に向けての、そちらに専念をしていくと、そういう形で。これは地域とも了解がとれております。

各学校の避難所、どこの教室をどういう場合に開放するというのも、全てその運営委員会の中で了解ができて、図までできていますので、それに基づいて対応していくことになるかと思えます。

○（井上委員） 要するに、はっきりしているというわけですね。何をやるかについては、もうはっきりしていると。わかりました。

○（榮利委員長） ほかにありませんか。平田委員。

○（平田委員） 2ページのところで、放課後児童クラブとの連携とあるんですけども、これは先生方は外れるところなので、いずれも担当する方たちが徹底していただかないと、保護者のほうも児童クラブにお世話になっているので、いろいろな問題、又意見が絶対出てくるんじゃないかなと思うんですけど、一番、言われやすいと思うんですね。この辺はどうなんでしょうか。

○（藤本指導室指導主事） 既に生涯学習課のほうとも話をしまして、いろいろなケースを想定して、具体的な話はこれから各学校の施設設置状況も違いますので、校舎内を使っているところもあれば、同じ敷地内で別の建物の場合もありますので、それに合わせてということで、連携を進めております。

○（榮利委員長） ほかにありませんか。

ほかにはありませんので、質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- (榮利委員長) ご異議ないものと認めます。よって、日程第3、教育長報告事項については、ご承認願います。

◎日程第4

- (榮利委員長) 次に日程第4、議案第11号、愛川町教育委員会表彰(随時)被表彰者の決定についてを議題といたします。議案者の説明をお願いします。
- (熊坂教育長) 議案第11号でございますが、教育委員会表彰、被表彰者の決定についてでございます。

7月に一部改正されました、教育委員会表彰規程に基づきまして、今年度上半期に、スポーツ大会等で優秀な成績をおさめた個人、あるいは団体を表彰したいものでございます。

詳細につきましては、担当のほうよりご説明申し上げますので、ご審議の上、お認めいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

- (熊坂教育総務課長) それではまず、後ろのほうについております表彰規程をご覧くださいと思います。愛川町教育委員会表彰規程。

愛川町の教育委員会表彰につきましては、毎年4月29日ということで定めまして、これまで、文化、スポーツ、また社会教育団体等、表彰を行ってきたわけなんです。特にスポーツや文芸の関係で表彰を受けられた場合、その賞をとってから、かなり表彰まで時間があいてしまうということで、教育委員さんからご意見いただきまして、それで7月の定例教育委員会におきまして、表彰規程の改正を行ったところでございます。

まず、表彰の改正の内容を、もう一回、確認ということでさせていただきたいと思うんですが、表彰規程の1ページ目、第5条のところですね、表彰の時期。これが今まで、表彰は毎年4月29日に行われたとなっておりますが、その後、「ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。」ということで、この4月29日以外にも、表彰ができるという形で規程の改正を行っております。

その次に、その次についております、表彰の実施要領をご覧ください。

今回の随時表彰に関係するところは2ページ目になります。2ページ目の下のほう、網掛けの部分ですね。「スポーツ又は文化活動において、国又は地方公共団体が主催、共催又は後援する大会等において、優秀な成績を収めた町民又は町内の団体で、次のいずれかに該当

するもの。」ということで、この部分について、今回の随時表彰の対象となるものでございます。

続いて4ページ目をご覧ください。最後の部分なのですが、被表彰者の決定。これまでは、愛川町教育委員会表彰の表彰者の決定につきましては、表彰選考委員会をまず開いて、そこで選考を行いまして、最終的に教育委員会の定例会のほうで決定をいただくというような手順となっております。

そこで、この第7条改正をいたしまして、この随時表彰につきましては、選考委員会を経ないで、教育委員会の会議に諮って決定することができるという形に改正をいたしております。

よって、今回の定例教育委員会の中でご審議いただきまして、被表彰者を決定していただくということでお願いをいたします。

戻りまして、表彰候補者名簿、横長の表をご覧ください。

今回は上半期分、この9月30日までに大会等で優秀な成績をおさめた方につきまして、各団体等に照会を行いました。そこで上がってきたのが、この表に示した3名というか、3団体のお方々でございます。

順にご説明を申し上げます。

まず1人目、1番です。小学生で、該当の条文といたしましては、第4条（3）のエの（ウ）ということで、これは全国規模の大会の上位入賞の方の表彰に該当しているというものでございます。

内容としましては、功労概要のところを示してございますが、第9回全国小学生学年別柔道大会、その小学5年生男子45キロ超級の部の優勝ということでございます。大会は24年の8月26日に鹿児島県で行われたものでございます。全国規模の大会優勝ということで、推薦がなされたものでございます。

次、2番、該当条文としましては、第4条の（3）エの（ウ）となっておりますが、最後の（ウ）を、（ア）にご訂正をいただきたいと思っております。この方は県大会の上位入賞ということでございます。

内容としましては、第9回全国小学生学年別柔道大会県予選会兼ジュニア強化選手選考会におきまして、小学4年生男子45キロ超級の部で優勝されたものでございます。大会は平成24年の6月10日、神奈川県立武道館で開催されました。県大会の優勝ということで該当となったものでございます。

次に3番、該当条文としましては、全国大会規模の大会の上位入賞ということで、第4条の(3)のエの(ウ)ということになります。

内容としましては、第47回全日本少年少女武道(剣道)錬成大会優勝でございます。参加チームが881チームを16ブロックに分けて、その一つのブロックの中で優勝したものでございます。平成24年の7月28、29日、日本武道館で開催をされております。

今回、団体で上がってきておりますが、出場された選手の方は、そこにある6名の方となっております。これはあくまでも団体の推薦という形になってございます。

以上、2名と1団体、推薦が上がってきたものでございます。よろしくご審議のほど、よろしくお願いたします。以上です。

○(榮利委員長) 説明は以上であります。

これより質疑に入ります。質疑、ご意見等ありましたらお願いたします。

特にございませんか。

○(岡本委員) みなさん立派でよく頑張って、こういう賞を出すというのはいいことだと思うんですけど、私、不得手でわからないんですけど、一番下の剣道、ございますね、剣道。そこで錬成大会という言葉ありますよね。錬成というのは何ですか、練習会ですか。

○(熊坂教育総務課長) この大会は、錬成大会ということで銘打って、全国規模で日本武道館を会場に行われているものでございまして、特に県予選等はなくて、全国に呼びかけて、その団体が出場の意思を示した者が一堂に会して、年に1回、全国大会を開いてやるということでございます。

○(岡本委員) 要するにオープン戦なんですよね。

○(熊坂教育総務課長) 16ブロックに分けて、トーナメント戦なんです。

○(岡本委員) オープンと言ったのは、要するに公式の大会ではなくて。

○(熊坂教育総務課長) 申し出た者が参加するという形になっております。

○(岡本委員) なるほどね。この大会は県予選がないんですね。

○(熊坂教育総務課長) そうですね、県予選がありません。

○(岡本委員) 錬成会がいくら規模が大きくても、練習会の域を脱してないと、表彰の対象としては難しいですよ。どうなんですか、その辺は、出てきた時にもめませんでしたか。

○(熊坂教育総務課長) その辺は、特に県予選等は経ていないんですが、出場したチーム数、またその中での優勝ということで、表彰にふさわしいという形で推薦がなされたものでございます。

あと、2番、この方は県大会で優勝されておりまして、全国大会はどうだったのかということなんですが、全国大会が小学校5年生と6年生を対象にしておりまして、1番は5年生ということで全国大会にさらに出まして、そこで優勝されたわけなんですが、2番は4年生ということで、県大会優勝というような内容になっております。以上です。

○（榮利委員長） 岡本委員、よろしいですか。

○（岡本委員） ちょっとよくわからないけれども、でも一応審議されて出てきたものなんでしょうから。何かどうも、錬成大会というのがひっかかるんですね。練習会じゃないかって。

○（榮利委員長） ほかにございませんか。平田委員。

○（平田委員） 2番は、小学4年生で、今度5年生になったときに、この1番と同じ45キロ級を、優勝した場合にまた賞を与えるんですか。表彰として。

○（熊坂教育総務課長） スポーツ・文芸関係の表彰につきましては、その優勝なり何なり、された都度、その都度、判断すると。そのときに優勝されれば推薦が上がってくるものということになります。ですから毎年、この表彰を受けるという可能性はございます。

○（平田委員） 同じお子様が上がってきても、それは話し合いによって受けますよということではよろしいんですね。

○（榮利委員長） よろしいですか。ほかにございませんか。

○（熊坂教育長） 参考までにお話しいたしますが、本町でなくて、厚木市でもこのスポーツ大会、同じような表彰がございます。私が厚木の教育委員会にいる間に、同じ方が3度ぐらい表彰を受けたということもございます。したがって、毎年、大会があって、その年に優秀な成績をおさめたかどうかで判断をするということで、1回受けたから2回目はないということではなしに考えてございます。

○（榮利委員長） ほかにございませんか。

ほかに質疑がありませんので、質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（榮利委員長） ご異議ないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。議案第11号 愛川町教育委員会表彰（随時）被表彰者の決定についての採決をいたします。

○ 本案を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- ご異議ないものと認めます。よって、議案第11号 愛川町教育委員会表彰（随時）被表彰者の決定については、原案のとおり可決されました。
- 次に、日程第5、その他であります。各委員から何かございますか。
- 特にご意見等がないようでありますので、事務局から何かございますか。
- それでは、以上で10月定例会の議事日程がすべて終了いたしましたので、閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- ご異議ないものと認めます。よって10月定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。